

平成 25 年 9 月 2 日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 21~23 号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 21~23 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業振興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○ 第 21 号案件（平成 25 年 8 月 30 日決定）

福島県浜通り地方のサービス業者。従業員 17 名。震災及び津波により 3 か所ある営業拠点のうち 2 か所が営業停止を余儀なくされるなど、多大な損害を被った。グループ補助金の活用により設備を修繕したものの、今後設備の完全復旧を行う上で既往の金融債務負担が障害となっていることから、必要な資金の調達を容易にするために震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地元地銀のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

○ 第 22 号案件（平成 25 年 8 月 30 日決定）

福島県浜通り地方の宿泊業者。従業員 5 名。震災により建物設備が損壊したため、グループ補助金の活用により建物設備修繕を実施したものの、津波により流失した設備の復旧

を行う上で既往の金融債務負担が障害となっていることから、必要な資金の調達を容易にするために震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権は、地元地銀のみ。

○ 第23号案件（平成25年8月30日決定）

福島県浜通り地方の飲食業者。従業員数61名。震災により建物の一部が損壊したほか、営業エリアが原発事故による避難地域となり大幅減収を余儀なくされるなど、多大な損害を被った。今般、収益基盤及び財務体質の強化を図るべく事業計画を策定し、必要な資金の調達を容易にするために、債権買取を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地銀・信金・信組のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

以上